

奈良県告示第四百二十三号

奈良県浄化槽工事業者登録簿閲覧規程（昭和六十年九月奈良県告示第三百九十三号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

第二条中「奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課」を「奈良県県土マネジメント部建設産業課」に改める。